

第7期

第7期中間見直し

第3章 基準病床数

基準病床数は、医療法に基づき、都道府県域又は2次保健医療圏域において整備を図るべき病床数の一定の水準を示すものであり、国の定める基準により、一般病床及び療養病床は2次保健医療圏域ごと、精神病床、結核病床、感染症病床については都道府県の区域ごとに定めることとされている。

現行の基準病床数（平成28年4月設定）について、医療法に定める見直し期限は6年（2022年3月まで）であるが、2021年に行う計画の中間見直しに合わせて、基準病床数の見直しについても検討する。

【基準病床数の算定】

1 一般病床及び療養病床

国の定める算定式に基づき、一般病床については、年齢階級別人口、年齢階級別退院率、平均在院日数、病床利用率などから算出し、療養病床については、年齢階級別人口、長期療養需要率、介護施設（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設）入所者数、病床利用率などにより算出し、両者を合算して、次のとおり定めている。

圏域	基準病床数 (平成28年4月1日～) A	既存病床数 (平成29年10月1日) B	病床数の過不足 C=B-A
神戸	15,600	15,578	△22
阪神	15,697	15,588	△109
阪神南	8,949	8,769	△180
阪神北	6,748	6,819	71
東播磨	6,438	6,426	△12
北播磨	3,335	3,265	△70
播磨姫路	8,237	8,106	△131
中播磨	5,521	5,367	△154
西播磨	2,716	2,739	23
但馬	1,474	1,415	△59
丹波	1,267	1,249	△18
淡路	1,699	1,726	27
合計	53,747	53,353	△394

2 精神病床

国の定める算定式に基づき、年齢階級別人口、年齢階級別新規入院率、病床利用率、一年以上在院患者数、一年以上在院者の年間退院率、新規一年以上在院者数などにより算出し、次のとおり定めている。

	基準病床数 (平成28年4月1日～) A	既存病床数 (平成29年10月1日) B	病床数の過不足 C=B-A
全県	10,801	11,319	518

3 結核病床（省略）

第3章 基準病床数

基準病床数は、医療法に基づき、都道府県域又は2次保健医療圏域において整備を図るべき病床数の一定の水準を示すものであり、国の定める基準により、一般病床及び療養病床は2次保健医療圏域ごと、精神病床、結核病床、感染症病床については都道府県の区域ごとに定めることとされている。

一般及び療養病床、精神病床について、国の定める算定式に基づき、以下のとおり定め、令和3（2021）年4月1日より適用する。（結核病床及び感染症病床は据え置く。）

【基準病床数の算定】

1 一般病床及び療養病床

国の定める算定式に基づき、一般病床については、年齢階級別人口、年齢階級別退院率、平均在院日数、病床利用率などから算出し、療養病床については、年齢階級別人口、長期療養需要率、介護施設（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設）入所者数、病床利用率などにより算出し、両者を合算して、次のとおり定める。

圏域	基準病床数 (令和3年4月1日～) A	既存病床数 (令和2年10月1日) B	病床数の過不足 C=B-A
神戸	13,246	15,491	2,245
阪神	12,748	15,670	2,922
東播磨	5,828	6,234	406
北播磨	2,789	3,198	409
播磨姫路	6,990	8,182	1,192
但馬	1,350	1,380	30
丹波	680	1,167	487
淡路	1,084	1,710	626
合計	44,715	53,032	8,317

2 精神病床

国の定める算定式に基づき、年齢階級別人口、年齢階級別新規入院率、病床利用率、一年以上在院患者数、一年以上在院者の年間退院率、新規一年以上在院者数などにより算出し、次のとおり定める。

	基準病床数 (令和3年4月1日～) A	既存病床数 (令和2年10月1日) B	病床数の過不足 C=B-A
全県	9,602	11,240	1,638

3 結核病床（省略）

4 感染症病床

国の通知に基づき、感染症予防法に定める第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算して、次のとおり定めている。

	基準病床数 (平成28年4月1日～) A	既存病床数 (平成29年10月1日) B	病床数の過不足 C = B - A
全 県	58	54	△4

なお、既存病床数の変更に対応するため、定期的に県のホームページを更新する。

○県ホームページ「兵庫県保健医療計画」

アドレス： <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/keikaku2018.html>

【課 題】

(1)～(3) 省略

【推進方策】

(1)～(3) 省略

4 感染症病床

国の通知に基づき、感染症予防法に定める第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算して、次のとおり定めている。

	基準病床数 (平成28年4月1日～) A	既存病床数 (令和2年10月1日) B	病床数の過不足 C = B - A
全 県	58	54	△4

なお、既存病床数の変更に対応するため、定期的に県のホームページを更新する。

○県ホームページ「兵庫県保健医療計画」

アドレス： <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/keikaku2018.html>

【課 題】

(1)～(3) 省略

【推進方策】

(1)～(3) 省略

<許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所>

医療法施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 27 号による改正前のもの）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき、許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所として保健医療計画に記載された診療所は、次のとおりである。

圏域名	診療所名	所在地	新設/増床の別	医療法施行規則における種別
神戸	もりもと産婦人科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西 5 丁目 1-3	新設 15 床	周産期 (第 3 号)
神戸	蓮池医院	神戸市北区鈴蘭台東町 1 丁目 7 番 20 号	増床 8 床	在宅医療 (第 1 号)
阪神	レディース&マタニティクリニック サンタクルス ザ シュクガワ	西宮市相生町 8-15	増床 10 床	周産期 (第 3 号)
阪神	宮本レディースクリニック	西宮市樋之池町 5-22	増床 2 床	周産期 (第 3 号)
阪神	きょう整形外科・神経外科クリニック	尼崎市御園町 54 番地カーム尼崎 3 階	増床 3 床	その他 (第 3 号)
東播磨	あきこレディースクリニック	明石市上ノ丸 3 丁目 11-8	新設 2 床	周産期 (第 3 号)
東播磨	西村医院	加古川市野口町水足字松の内 1852	新設 19 床	在宅医療 (第 1 号)
東播磨	はまなレディースクリニック	明石市大久保町大窪字大谷 2620-3	新設 13 床	周産期 (第 3 号)

<許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所>

医療法施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 27 号による改正前のもの）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき、許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所として保健医療計画に記載された診療所は、次のとおりである。

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

圏域名	診療所名	所在地	新設/増床の別	医療法施行規則における種別
神戸	もりもと産婦人科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西 5 丁目 1-3	新設 15 床	周産期 (第 3 号)
神戸	蓮池医院	神戸市北区鈴蘭台東町 1 丁目 7 番 20 号	増床 8 床	在宅医療 (第 1 号)
阪神	レディース&マタニティクリニック サンタクルス ザ シュクガワ	西宮市相生町 8-15	増床 10 床	周産期 (第 3 号)
阪神	宮本レディースクリニック	西宮市樋之池町 5-22	増床 2 床	周産期 (第 3 号)
阪神	きょう整形外科・神経外科クリニック	尼崎市御園町 54 番地カーム尼崎 3 階	増床 3 床	その他 (第 3 号)
東播磨	あきこレディースクリニック	明石市上ノ丸 3 丁目 11-8	新設 2 床	周産期 (第 3 号)
東播磨	西村医院	加古川市野口町水足字松の内 1852	新設 19 床	在宅医療 (第 1 号)
東播磨	新見眼科	明石市二見町東二見 901-1	新設 3 床	その他 (第 3 号)
東播磨	はまなレディースクリニック	明石市大久保町大窪字大谷 2620-3	新設 13 床	周産期 (第 3 号)
播磨 姫路	板垣救急クリニック	たつの市揖西町南山 2-110 の一部 及び 111	新設 4 床	救急医療 (第 2 号)

なお、許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所に変更が生じた場合には、県のホームページを更新する。

○ 県ホームページ「兵庫県保健医療計画」

アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/keikaku2018.html>